

令和6年さいたま市議会2月定例会提出議案一覧（追加提出）

合計5件（予算議案1件・条例議案3件・人事議案1件）

≪予算議案≫

議案第86号 令和5年度さいたま市病院事業会計補正予算（第4号）

≪条例議案≫

議案第87号 さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

（所管課所・福祉局長寿応援部介護保険課）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、さいたま市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例ほか12条例について、所要の改正を行うもの。

（内容）

1 職員配置基準の見直し

- ・ 提供するサービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所等を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないこととするもの。

2 協力医療機関との連携体制の構築

- (1) 介護サービス事業者等は、利用者の病状の急変等に備えるため、利用者の病状が急変した場合等に医師又は看護職員が相談対応を行う体制、入院を要すると認められた場合に入院を原則受け入れる体制等を確保している協力医療機関を、あらかじめ定めておかなければならないこと等とするもの。
- (2) 介護サービス事業者等は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市長に届け出なければなりませんこととするもの。

3 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

- ・ 介護サービス事業者等は、新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととするもの。

4 介護現場の生産性の向上

- ・ 介護サービス事業者等は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会を定期的に開催しなければならないこととするもの。

5 身体的拘束等の適正化の推進

- ・ 指定短期入所生活介護事業者等は、身体的拘束等の適正化を図るため、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び研修を実施しなければならないこと等とするもの。

6 その他所要の改正

- ・ 1 から 5 に定める基準のほか、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等について、省令で定める基準と同様の基準を定めるものとするもの。

(施行期日) 令和 6 年 4 月 1 日等

議案第 8 8 号 さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(所管課所・福祉局障害福祉部障害政策課)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、さいたま市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例ほか 6 条例について、所要の改正を行うもの。

(内容)

1 利用者の意思決定の支援等

- ・ 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援等に配慮しなければならないこととするもの。

2 地域との連携の強化

- ・ 事業者は、地域との交流を図るとともに、利用者及びその家族並びに地域住民の代表者等による協議会の開催等を行わなければならないこととするもの。

3 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

- ・ 事業者は、新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する第 2 種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととするもの。

4 就労選択支援に係るサービス基準の追加

- ・ 就労選択支援に係るサービスの事業の基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準及び運営に関する基準を新たに規定するもの。

5 里親支援センターに係る基準の追加

- ・ 里親支援センターに係る施設及び運営に関する基準を新たに規定するもの。

6 その他所要の改正

- ・ 1 から 5 に定める基準のほか、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等について、省令で定める基準と同様の基準を定めるものとするもの。

(施行期日) 令和 6 年 4 月 1 日等

議案第89号 さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
 (所管課所・消防局総務部消防団活躍推進室)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正を踏まえ、所要の改正を行うもの。

(内容)

- ・ 補償基礎額の改定

(1) 消防団員の補償基礎額を次のとおり改めるもの。

階級	改正前			改正後		
	勤務年数			勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長 及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円	12,500円	13,350円	14,200円 ※改正無し
分団長 及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長 及び団員	8,900円	9,790円	10,670円	9,100円	9,950円	10,800円

(2) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に改めるもの。

(施行期日) 令和6年4月1日

《人事議案》

議案第90号 埼玉県公安委員会委員の推薦について

(所管課所・総務局総務部総務課)

埼玉県公安委員会委員として推薦するため、同意を求めるもの。

氏名	区分
武田 ちあき	新任